◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量

平成22年度トナーカートリッジ購入契約一式（電子入札対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。

⑷　納入期間　契約締結日の翌日～平成23年３月31日

⑸　納入場所　沖縄総合事務局

⑹　入札方法

①　入札書には仕様書に示す購入予定数量を基に算出した総価を記載すること。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③　原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のうち、Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　３⑶の交付期間中に仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、３⑷の受領期限までに競争参加資格確認申請書等を提出していること。

⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

3　入札書の提出場所等

⑴　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　電話098－866－0031（内線2528・2530）

⑵　紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　⑴の問い合わせ先に同じ

希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　入札説明書の交付期間　平成22年２月24日（水）から平成22年３月26日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分～17時15分まで。

⑷　電子入札システムによる入札書類データ（競争参加資格確認申請書等）及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成22年３月26日（金）17時15分

⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成22年４月16日（金）17時15分

郵送（書留郵便に限る。）の場合は上記まで必着すること。

⑹　開札の日時及び場所　平成22年４月19日（月）10時00分　沖縄総合事務局開発建設部入札室

4　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

⒜　電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（競争参加資格確認申請書等）を上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

⒝　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、⒜、⒝いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

また、予め限定したＩＣカード以外を使用した場合、入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinichi Urabe, Director of the Development Construction Department, Kentarou Miura, general manager, Okinawa General Bureau.

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity to be purchased : toner cartridges

⑷　Fulfillment period : As in the tender documentation

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

②　have Grade “A”, “B” or “C” in “sale” in the Kyusyu-Okinawa district in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010・2011・2012.

③　not be under suspension of nomination by Director-General, Okinawa General Bureau, from Time-limit for the tender to Bid Opening.

⑺　Time limit for tender : 10 : 00　16th April 2010.

⑻　Contact point for the notice : Contract Section, Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, 2―1―1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex 2528 or 2530

⑼　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/